

平成 26 年度相模原市一般会計予算

平成 26 年度相模原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 257,600,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

平成 26 年 2 月 19 日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 市税		千円 112,500,000
	5 市民税	52,193,284
	10 固定資産税	43,160,881
	15 軽自動車税	686,343
	20 市たばこ税	4,878,328
	30 事業所税	2,802,438
	35 都市計画税	8,778,726
10 地方譲与税		1,724,000
	7 地方揮発油譲与税	810,000
	10 自動車重量譲与税	880,000
	20 石油ガス譲与税	34,000
13 利子割交付金		220,000
	5 利子割交付金	220,000
16 配当割交付金		390,000
	5 配当割交付金	390,000
19 株式等譲渡所得割交付金		280,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	280,000
22 地方消費税交付金		7,400,000
	5 地方消費税交付金	7,400,000
25 ゴルフ場利用税交付金		200,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	200,000
31 自動車取得税交付金		560,000
	5 自動車取得税交付金	560,000
32 軽油引取税交付金		2,930,000
	5 軽油引取税交付金	2,930,000
34 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		1,171,000
	5 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	1,171,000
37 地方特例交付金		630,000
	5 地方特例交付金	630,000
40 地方交付税		8,200,000
	5 地方交付税	8,200,000
43 交通安全対策特別交付金		270,000
	5 交通安全対策特別交付金	270,000

款	項	金額
46 分担金及び負担金		千円 2,688,152
	5 負担金	2,688,152
50 使用料及び手数料		4,506,183
	5 使用料	2,987,334
	10 手数料	1,518,849
55 国庫支出金		46,516,793
	5 国庫負担金	35,462,842
	10 国庫補助金	10,872,062
	15 国庫委託金	181,889
60 県支出金		11,422,056
	5 県負担金	6,671,432
	10 県補助金	3,497,311
	15 県委託金	1,253,313
65 財産収入		248,528
	5 財産運用収入	104,029
	10 財産売払収入	144,499
70 寄附金		42,500
	5 寄附金	42,500
75 繰入金		7,643,334
	10 基金繰入金	7,599,620
	15 財産区繰入金	43,714
80 繰越金		2,500,000
	5 繰越金	2,500,000
85 諸収入		17,718,454
	5 延滞金加算金及び過料	174,001
	10 市預金利子	1,000
	15 貸付金元利収入	13,601,707
	22 収益事業収入	1,480,000
	25 雑入	2,461,746
90 市債		27,839,000
	5 市債	27,839,000
歳入	合計	257,600,000

歳 出

款	項	金 額
5 議会費		千円 1,049,728
	5 議会費	1,049,728
10 総務費		23,342,555
	5 総務管理費	14,153,959
	10 徴税費	2,002,937
	13 市民生活費	6,443,066
	15 選挙費	317,260
	20 統計調査費	122,172
	25 人事委員会費	118,681
	30 監査費	184,480
15 民生費		110,112,949
	5 社会福祉費	46,354,100
	10 児童福祉費	39,519,013
	15 生活保護費	24,239,836
20 衛生費		23,296,154
	5 保健衛生費	10,908,694
	10 清掃費	11,689,030
	15 環境保全費	698,430
25 労働費		1,131,750
	5 労働諸費	1,131,750
30 農林水産業費		854,024
	5 農業費	734,742
	10 林業費	119,282
35 商工費		14,976,330
	5 商工費	14,976,330
40 土木費		31,160,951
	5 道路橋りょう費	11,348,635
	10 河川費	425,000
	15 都市計画費	16,830,430
	20 公園費	1,492,017
	25 住宅費	1,064,869
45 消防費		8,244,161
	5 消防費	8,244,161

款	項	金額
50 教育費		千円 19,001,771
	5 教育総務費	4,608,739
	10 小学校費	5,247,903
	15 中学校費	2,276,147
	18 幼稚園費	1,922,190
	20 社会教育費	3,217,060
	25 市民体育費	1,729,732
55 災害復旧費		160,000
	2 災害復旧費	160,000
60 公債費		23,759,033
	5 公債費	23,759,033
65 諸支出金		410,594
	5 諸費	410,594
70 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳出	合計	257,600,000

## 第 2 表 繼 続 費

款	項	事 業 名	総 額	年 度	年割額
40 土木費	25 住宅費	市営南台団地整備事業	千円	26	千円 304,698
			2,906,670	27	2,601,972

### 第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
相模原市土地開発公社事業 資金融資に対する債務保証 (平成26年度設定分)	平成26年度から 平成27年度まで	借入金11,100,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市土地開発公社 先行取得公共用地購入事業 (平成26年度設定分)	平成26年度から 平成27年度まで	先行取得公共用地の 購入に要する経費 11,100,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市都市整備公社事業 資金融資に対する損失補償 (平成26年度設定分)	平成26年度から 平成27年度まで	借入金724,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)
相模原市社会福祉協議会事業 資金融資に対する損失補償 (平成26年度設定分)	平成26年度から 平成27年度まで	借入金859,000千円 及びこの利子(遅延利子を含む。)

## 第4表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
(総務債) 文化施設整備費 防災対策整備費	千円 168,300 117,500			
(民生債) 老人福祉施設整備費 障害者福祉施設整備費 保育所整備費 児童相談所整備費	880,600 22,200 58,500 360,000			
(衛生債) 塵芥処理施設建設費 し尿処理施設整備費	2,115,500 15,000	借入先 ・財務省 ・その他	年 5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。
(土木債) 道路整備費 河川整備費 公園整備費 緑地保全事業費 街路整備費 住宅建設費 土地区画整理費	2,994,100 77,400 280,000 181,000 3,118,900 172,400 301,500	借入方法 ・普通貸借 ・証券発行  借入時期 平成26年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	
(消防債) 消防施設整備費	1,244,900			
(教育債) 教育施設整備費 小学校整備費 中学校整備費 公民館建設費 体育施設整備費	51,600 281,900 54,500 337,400 5,800			
(臨時財政対策債) 臨時財政対策	15,000,000			
計	27,839,000			

平成26年度相模原市国民健康保険事業特別会計予算

平成26年度相模原市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83,489,000千円、直営診療勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ263,000千円と定める。

2 事業勘定及び直営診療勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算（事業勘定）

歳入

款	項	金額
5 国民健康保険税		千円 20,060,000
	5 国民健康保険税	20,060,000
10 使用料及び手数料		100
	5 手数料	100
15 国庫支出金		16,533,000
	5 国庫負担金	15,763,000
	10 国庫補助金	770,000
20 療養給付費交付金		2,508,000
	5 療養給付費交付金	2,508,000
22 前期高齢者交付金		20,289,000
	5 前期高齢者交付金	20,289,000
25 県支出金		4,825,000
	5 県負担金	557,000
	10 県補助金	4,268,000
30 共同事業交付金		8,975,000
	5 共同事業交付金	8,975,000
35 繰入金		9,994,000
	5 一般会計繰入金	9,994,000
40 繰越金		100,000
	5 繰越金	100,000
45 諸収入		204,900
	5 延滞金及び過料	75,210
	15 雑入	129,690
歳 入 合 計		83,489,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 918,000
	5 総務管理費	383,952
	10 徴税費	533,462
	15 運営協議会費	586
10 保険給付費		56,511,000
	5 療養諸費	49,561,000
	10 高額療養費	6,375,000
	15 移送費	1,500
	20 出産育児諸費	504,300
	25 葬祭諸費	69,200
12 後期高齢者支援金等		11,135,000
	5 後期高齢者支援金等	11,135,000
13 前期高齢者納付金等		9,000
	5 前期高齢者納付金等	9,000
15 老人保健拠出金		1,000
	5 老人保健拠出金	1,000
20 介護納付金		4,650,000
	5 介護納付金	4,650,000
25 共同事業拠出金		8,616,100
	5 共同事業拠出金	8,616,100
30 保健事業費		978,000
	2 特定健康診査等事業費	963,899
	5 保健事業費	14,101
35 公債費		900
	5 公債費	900
40 諸支出金		570,000
	5 償還金及び還付加算金	570,000
45 予備費		100,000
	5 予備費	100,000
歳 出 合 計		83,489,000

第1表 歳入歳出予算（直営診療勘定）

歳入

款	項	金額
5 診療収入		千円 209,400
	5 外来収入	192,200
	10 その他の診療収入	17,200
10 使用料及び手数料		700
	3 使用料	160
	5 手数料	540
15 国庫支出金		4,400
	10 国庫補助金	4,400
20 繰入金		31,000
	5 他会計繰入金	31,000
25 繰越金		10,000
	5 繰越金	10,000
30 諸収入		7,500
	7 受託事業収入	7,008
	10 雑入	492
歳 入 合 計		263,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 123,073
	5 施設管理費	123,073
10 医業費		113,500
	5 医業費	113,500
20 公債費		24,827
	5 公債費	24,827
28 諸支出金		100
	5 償還金及び還付加算金	100
30 予備費		1,500
	5 予備費	1,500
歳 出 合 計		263,000

平成26年度相模原市介護保険事業特別会計予算

平成26年度相模原市介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40,098,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 保険料		千円 9,591,894
	5 介護保険料	9,591,894
10 使用料及び手数料		4,076
	10 手数料	4,076
15 国庫支出金		7,125,177
	5 国庫負担金	6,732,706
	10 国庫補助金	392,471
20 支払基金交付金		11,058,035
	5 支払基金交付金	11,058,035
25 県支出金		5,733,483
	5 県負担金	5,537,312
	7 県補助金	196,171
30 財産収入		18,041
	5 財産運用収入	18,041
40 繰入金		6,551,790
	5 一般会計繰入金	6,090,000
	10 基金繰入金	461,790
50 諸収入		15,504
	5 延滞金及び過料	183
	15 雑入	15,321
歳入合計		40,098,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 993,751
	5 総務管理費	340,463
	10 徴収費	43,481
	15 介護認定審査会費	609,807
10 保険給付費		37,753,902
	5 介護サービス等諸費	36,971,902
	10 高額介護サービス等費	782,000
20 地域支援事業費		1,317,306
	5 地域支援事業費	1,317,306
25 基金積立金		18,041
	5 基金積立金	18,041
30 公債費		1,000
	5 公債費	1,000
35 諸支出金		13,000
	5 償還金及び還付加算金	13,000
45 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		40,098,000

平成26年度相模原市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成26年度相模原市母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ180,000千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 繰入金		千円 4,000
	5 一般会計繰入金	4,000
10 繰越金		49,520
	5 繰越金	49,520
15 諸収入		126,480
	5 貸付金元利収入	125,790
	15 雑入	690
歳入合計		180,000

歳 出

款	項	金 額
5 母子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 179,850
	5 母子寡婦福祉資金貸付事業費	179,850
10 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		50
	5 償還金及び還付加算金	50
歳 出	合 計	180,000

平成26年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成26年度相模原市後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,587,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 後期高齢者医療保険料		千円 5,480,000
	5 後期高齢者医療保険料	5,480,000
10 使用料及び手数料		10
	10 手数料	10
25 繰入金		982,000
	5 一般会計繰入金	982,000
30 繰越金		60,000
	5 繰越金	60,000
35 諸収入		64,990
	5 延滞金及び過料	500
	10 償還金及び還付加算金	15,500
	20 雑入	48,990
歳入合計		6,587,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 131,615
	5 総務管理費	131,615
10 分担金及び負担金		6,429,785
	5 広域連合負担金	6,429,785
12 公債費		100
	5 公債費	100
15 諸支出金		15,500
	5 償還金及び還付加算金	15,500
20 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		6,587,000

平成26年度相模原市自動車駐車場事業特別会計予算

平成26年度相模原市自動車駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,809,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 駐車場事業収入		千円 866,219
	5 事業収入	866,219
15 財産収入		1,781
	5 財産運用収入	1,781
20 繰入金		641,000
	5 繰入金	641,000
25 繰越金		300,000
	5 繰越金	300,000
歳入合計		1,809,000

歳 出

款	項	金 額
5 駐車場事業費		千円 730,311
	5 駐車場管理費	730,311
10 公債費		1,077,689
	5 公債費	1,077,689
15 予備費		1,000
	5 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,809,000

平成26年度相模原市簡易水道事業特別会計予算

平成26年度相模原市簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ410,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000千円と定める。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 分担金及び負担金		千円 416
	5 分担金	416
10 使用料及び手数料		18,950
	5 使用料	18,930
	10 手数料	20
15 国庫支出金		86,000
	10 国庫補助金	86,000
25 財産収入		1,500
	5 財産運用収入	1,500
30 繰入金		115,500
	5 繰入金	115,500
35 繰越金		8,000
	5 繰越金	8,000
40 諸収入		7,634
	10 雑入	7,634
45 市債		172,000
	5 市債	172,000
歳入合計		410,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 29,877
	5 総務管理費	29,877
10 簡易水道事業費		363,231
	5 簡易水道事業費	363,231
15 基金積立金		1,500
	5 基金積立金	1,500
20 公債費		14,492
	6 元金	5,830
	10 利子	8,662
25 予備費		900
	5 予備費	900
歳 出 合 計		410,000

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
簡易水道事業費	千円  172,000	<p>借入先 ・財務省 ・その他</p> <p>借入方法 ・普通貸借 ・証券発行</p> <p>借入時期 平成26年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。</p>	<p style="text-align: center;">年 5.0%以内</p> <p>ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。</p> <p>ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。</p>

平成26年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計予算

平成26年度相模原市公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,720,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 財産収入		千円 120,000
	5 財産売払収入	120,000
10 繰入金		7,000
	5 繰入金	7,000
20 市債		2,593,000
	5 市債	2,593,000
歳入合計		2,720,000

歳 出

款	項	金 額
10 公共用地先行取得事業費		千円 2,594,000
	5 公共用地先行取得事業費	2,594,000
15 公債費		126,000
	5 公債費	126,000
歳 出 合 計		2,720,000

## 第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共用地先行取得 事 業 費	千円  2,593,000	借入先 ・財務省 ・その他  借入方法 ・普通貸借 ・証券発行  借入時期 平成26年度とする。 ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。	年 5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

平成26年度相模原市財産区特別会計予算

平成26年度相模原市財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
10 県支出金		千円 828
	5 県補助金	828
15 財産収入		69,801
	5 財産運用収入	69,801
20 繰入金		13,498
	5 基金繰入金	13,498
25 繰越金		9,673
	5 繰越金	9,673
歳入合計		93,800

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		千円 48,868
	5 総務管理費	48,868
10 諸支出金		43,714
	5 繰出金	43,714
15 予備費		1,218
	5 予備費	1,218
歳 出 合 計		93,800

平成26年度相模原市公債管理特別会計予算

平成26年度相模原市公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,819,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
5 財産収入		千円 21,417
	5 財産運用収入	21,417
10 繰入金		34,677,583
	5 他会計繰入金	34,277,583
	10 基金繰入金	400,000
15 市債		2,120,000
	5 市債	2,120,000
歳入合計		36,819,000

歳 出

款	項	金 額
5 公債費		千円 36,819,000
	5 公債費	36,819,000
歳 出 合 計		36,819,000

## 第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換	千円  2,120,000	借入先 ・財務省 ・その他  借入方法 ・普通貸借 ・証券発行  借入時期 平成26年度とする。	年 5.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、市財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは本議決の範囲内で未償還額を借換えすることができる。

## 平成 26 年度相模原市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 平成 26 年度相模原市下水道事業会計の予算は、次により定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 処理区域内人口	683,091 人
2 主要な建設改良事業	
(1) 公共下水道整備事業(管渠)	4,407,985 千円
(2) 公共下水道整備事業(ポンプ場)	34,000 千円
(3) 農業集落排水整備事業(管渠)	14,500 千円
(4) 農業集落排水整備事業(処理場)	101,100 千円
(5) 市設置高度処理型浄化槽整備事業	541,872 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第 1 款 公共下水道事業収益	15,819,642 千円
第 1 項 公共下水道営業収益	11,274,387 千円
第 2 項 公共下水道営業外収益	4,359,407 千円
第 3 項 公共下水道特別利益	185,848 千円
第 2 款 農業集落排水事業収益	30,260 千円
第 1 項 農業集落排水営業収益	3,300 千円
第 2 項 農業集落排水営業外収益	26,960 千円
第 3 款 市設置高度処理型浄化槽事業収益	63,331 千円
第 1 項 市設置高度処理型浄化槽営業収益	18,000 千円
第 2 項 市設置高度処理型浄化槽営業外収益	45,331 千円

支 出

第1款	公共下水道事業費用	15,551,269 千円
第1項	公共下水道營業費用	12,668,299 千円
第2項	公共下水道營業外費用	2,872,970 千円
第3項	公共下水道予備費	10,000 千円
第2款	農業集落排水事業費用	47,770 千円
第1項	農業集落排水營業費用	45,851 千円
第2項	農業集落排水營業外費用	1,919 千円
第3款	市設置高度処理型浄化槽事業費用	175,570 千円
第1項	市設置高度処理型浄化槽營業費用	173,365 千円
第2項	市設置高度処理型浄化槽營業外費用	2,205 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 3,843,019千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 200,481千円及び当年度分損益勘定留保資金 3,642,538千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 公共下水道資本的収入		7,581,261 千円
第1項 公共下水道企業債		3,573,000 千円
第2項 公共下水道他会計負担金		2,556,255 千円
第3項 公共下水道分担金		23,909 千円
第4項 公共下水道負担金		22,297 千円
第5項 公共下水道国庫補助金		1,060,400 千円
第6項 公共下水道県補助金		342,400 千円
第7項 公共下水道その他資本的収入		3,000 千円
第2款 農業集落排水資本的収入		124,175 千円
第1項 農業集落排水企業債		30,300 千円
第2項 農業集落排水他会計負担金		8,425 千円
第3項 農業集落排水分担金		150 千円
第4項 農業集落排水県補助金		85,300 千円
第3款 市設置高度処理型浄化槽資本的収入		554,349 千円
第1項 市設置高度処理型浄化槽企業債		120,200 千円
第2項 市設置高度処理型浄化槽他会計負担金		1,755 千円
第3項 市設置高度処理型浄化槽分担金		11,776 千円
第4項 市設置高度処理型浄化槽国庫補助金		74,318 千円
第5項 市設置高度処理型浄化槽県補助金		346,300 千円

支 出

第 1 款 公共下水道資本的支出	11,435,150 千円
第 1 項 公共下水道建設改良費	4,441,985 千円
第 2 項 公共下水道固定資産購入費	296,203 千円
第 3 項 公共下水道企業債償還金	6,696,912 千円
第 4 項 公共下水道返還金	50 千円
第 2 款 農業集落排水資本の支出	124,026 千円
第 1 項 農業集落排水建設改良費	115,600 千円
第 2 項 農業集落排水企業債償還金	8,426 千円
第 3 款 市設置高度処理型浄化槽資本の支出	543,628 千円
第 1 項 市設置高度処理型浄化槽建設改良費	541,872 千円
第 2 項 市設置高度処理型浄化槽企業債償還金	1,756 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道建設費充当	千円 3,147,000	借入先 ・財務省 ・その他	年5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。 ただし、企業財政の都合により繰上償還又は償還期限の短縮若しくは未償還額を借換えすることができる。
流域下水道負担金充当	280,000	借入方法 ・普通貸借 ・証券発行	ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	
農業集落排水建設費充当	30,300	借入時期 ・平成26年度とする。		
市設置高度処理型浄化槽建設費充当	120,200	ただし、事業の進捗等により翌年度以降に繰越して借り入れることができる。		
下水道事業特別措置分公債費充当	146,000			
合計	3,723,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 756,278 千円

(他会計からの補助金)

第9条 雨水処理費等に要する費用の一部に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,562,000千円である。

平成26年2月19日提出

相模原市長 加山俊夫